

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	24		府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)			
要望項目名	鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長			
要望内容 (概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 鉄道サービスを持続的に提供するための鉄道事業再構築事業()を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等に係る補助を受けて取得した償却資産又は家屋 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な鉄道路線の輸送の維持を図るため、当該路線において鉄道事業を経営する鉄道事業者又は当該事業者に代わって引き続き鉄道事業を経営しようとする者が、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ、鉄道事業の構造変更(事業の実施主体の変更や重要な資産の譲渡等)を行うとともに、利用者の利便を確保する事業 ・特例措置の内容 固定資産税・都市計画税の課税標準について、取得後5年間、$\frac{1}{4}$に軽減する特例措置を2年間延長する。			
関係条文	地方税法附則第15条第16項 地方税法施行規則附則第6条第39項、第40項			
減収見込額	[初年度]	—	(▲180)	[平年度] — (▲523)
	[改正増減収額]	—		(単位：百万円)
要望理由	(1)政策目的 沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や経営の合理化努力も限界に達しつつある。これらの状況を改善するため、地域の暮らしを支えるローカル鉄道について、事業構造の見直しや利便性の向上を通じて、持続可能性の高い地域公共交通への再構築を推進する。 (2)施策の必要性 ローカル鉄道については、人口減少等による長期的な需要減に直面している一方、地域住民の通勤・通学等の日常生活の足、観光等の地域経済の礎として重要な役割を果たしていることから、その維持・活性化は不可欠であり、事業の構造的な改善策を講じていくことが重要な課題となっている。 平成19年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。)が制定され、その後、鉄道事業再構築事業が制度化されて以降、創意工夫を凝らして鉄道の再構築に主体的かつ構造的に取り組む鉄道事業者や地域の関係者を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところ。 事業構造の変更による利便性と持続可能性の高い地域公共交通の再構築を促進するためには、鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施しやすい環境を整備する必要があることから、同事業の実施に伴う施設整備に係る負担の軽減を図る本特例措置の延長が必要不可欠である。			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	- 国土交通省政策評価 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する 業績指標参 138 BRT や自動運転などの最新の技術を活用した自動車交通への転換も含めた鉄道の再構築件数 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)(抜粋) 「第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3) 強い地域経済の構築」 ローカル鉄道の再構築、鉄道ネットワークの財源確保、バスのキャッシュレス化、良好な自転車利用環境の整備・活用を進める。 「第 3 次交通政策基本計画」(令和 8 年 1 月 16 日閣議決定)(抜粋) ほかの地域での取組の参考となるガイドラインの整備等を通じて、2023 年の地域交通法改正等による支援の枠組みの活用を推進し、ローカル鉄道の再構築の取組を進めるとともに、鉄道ネットワークの在り方の議論を深化する。その際、鉄道とそれ以外のモードの特性等を踏まえた地域にとって最適な形で地域公共交通の実現を図るための環境整備を進める。
	政策の達成目標	鉄道事業再構築事業の認定件数の増加(第 3 次交通政策基本計画)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間(令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	鉄道事業再構築実施計画の認定件数 4 件(第 3 次交通政策基本計画における目標値の内数)
	政策目標の達成状況	令和 7 年度末までに 23 事業者 23 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。
	要望の措置の適用見込み	令和 9 年度：11 事業者 令和 10 年度：10 事業者
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り、利用者利便を向上させることで鉄道利用の回復を実現し、鉄道サービスの持続的な提供を可能とする。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	鉄道事業再構築事業を実施するローカル鉄道の資産取得に係る特例措置(登録免許税・不動産取得税)

		予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 76,474 百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助金 19,926 百万円の内数 - 社会資本整備総合交付金 681,091 百万円の内数 - 先進車両導入支援等事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 76,474 百万円の内数 (いずれも令和9年度予算概算要求分)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、各事業に必要な施設の整備や更新等を支援するものである。一方、本特例措置は、補助を受けて整備した設備の取得後に生じる固定資産税等を減額することにより、経営環境が厳しい鉄道事業再構築事業者のランニングコストの負担軽減に資するものである。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、経営環境が極めて厳しいローカル鉄道について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り、鉄道利用を回復させるための事業を行うに際し、負担の軽減を図るものであることから、政策手段として適切である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度実績 48 百万円（3 事業者） 令和4年度実績 55 百万円（6 事業者） 令和5年度実績 51 百万円（6 事業者） 令和6年度実績 46 百万円（5 事業者） 令和7年度実績 53 百万円（6 事業者） 本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格） 令和4年度 3,172,459 千円 令和5年度 3,346,277 千円 令和6年度 2,981,179 千円 【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格） 令和4年度 0 千円 令和5年度 0 千円 令和6年度 0 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	令和7年度末までに23事業者23件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。
	前回要望時の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度末までに23事業者23件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。
これまでの要望経緯		平成20年度：創設 平成22・24・26年度：延長 平成27年度：拡充（取り下げ） 平成28年度：延長・縮減（特例対象となる補助事業を縮減） 平成29年度：拡充（特例対象となる補助事業を追加） 平成30・令和2・4年度：延長 令和5年度：延長・拡充（対象補助事業を拡充） 令和7年度：延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置

○自己点検の結果

短期アウトカムの達成状況

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【鉄道による再構築の意思決定を行った件数】(令和6年度～7年度・目標値1件以上)については、令和6年度～7年度において15件であることから目標を達成している。

中期アウトカムの達成状況

- 中期アウトカムである【鉄道事業再構築実施計画の認定件数】(令和6年度～12年度・目標値31件)については、令和7年度末時点で23件と順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

長期アウトカムの達成状況

- 長期アウトカムである【本特例措置が適用された事業者について、収支又は輸送人員が改善した事業者割合】(再構築計画の最終年度・目標値100%(再構築計画認定の前年度比))については、令和6年度に本特例措置を受けた事業者について、認定前年度(令和5年度)との比較で100%が改善ありと順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

要望への反映

- 以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を2年間(令和11年3月31日まで)延長することを要望する。